

## 「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」骨子案に対する県民の皆様からのご意見を募集します

県では、人権尊重の理念や重要性を県民の皆さんと共有し、人権がより尊重される社会の実現を目指した条例案の検討を進めています。

つきましては、条例案の検討のため、骨子案について、県民の皆さまのご意見を伺います。

### 1 募集事項

「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」骨子案に対するご意見

### 2 募集期間

令和8年1月30日（金）から令和8年3月1日（日）まで

### 3 閲覧方法

以下のURLからご覧いただけます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/kurashi/jinkendanjo/shisaku/kekaku/joreikosshian.html>

また、県行政情報センター（県庁西庁舎1階）、各合同庁舎内の行政情報コーナー及び県庁県民文化部人権・男女共同参画課（本館棟7階）においてもご覧いただけます。（土日・祝日を除く。）

### 4 提出方法・提出先

以下のいずれかの方法により提出してください。

なお、ご意見を正確に把握するため、電話及び口頭での受付は行いませんので、ご了承ください。

#### （1）意見提出様式による提出

##### ◆郵送

〒380-8570（県庁専用番号のため、住所は記載不要です。）

長野県県民文化部人権・男女共同参画課 あて

##### ◆電子メール

メールアドレス：[jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp](mailto:jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp)

※件名に「人権条例骨子案に対する意見」と記載してください。

#### （2）回答フォームによる提出

以下（Microsoft Forms）のURLから入力してください。

<https://forms.office.com/r/AwJY1CjnS8>

### 5 ご意見の取扱い

お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はせず、ご意見の概要と県の考え方を個人・団体が特定されない形で、後日一括して県のウェブサイトにて公表します。



わたしの、私たちの長野県。

150th Anniversary 1876-2026

（問合せ先）

担当 県民文化部人権・男女共同参画課

佐々木、高橋

電話 026-235-7106（直通）

026-232-0111（代表）内線 3743

E-mail [jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp](mailto:jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp)